

# バブル期における銀行行動の特徴とその背景

新 保 芳 栄

東京国際大学論叢 経済学研究 第1号 抜刷  
2016年（平成28年）3月20日



# バブル期における銀行行動の特徴とその背景

新 保 芳 栄

## 要 旨

戦後～1980年代の日本の金融経済構造の特徴として、間接金融優位の資金供給方式が挙げられる。その下で、銀行経営は金利面と業務面の規制によって保護されてきた。必ず一定の利鞘を確保できるうえ、新規参入・競争が制限されていたことから、銀行は不況を知らない業種として安定的な発展を遂げることが可能であった。そこでの銀行行動の特徴としては、量的拡大主義と横並び主義、行政依存、守旧体質等が顕著に表れた。80年前後以降、金融構造が大きく変化し、保護体制の護送船団方式から自由化・国際化・証券化が進展することとなったが、銀行はそれに応じた態勢転換を図ることが遅れ、規制金利時代の発想のまま暴走し、バブル期に突入した。バブル経済の発生・拡大は、多くの要因が複合的に作用した結果との見方が一般的ながら、その中でも特にリスク管理を無視した銀行の積極的な融資行動が大きな要因の一つであった点は指摘できる。

キーワード：間接金融優位、護送船団方式、自由化・国際化・証券化、不動産関連三業種向け貸出、量的拡大主義・横並び主義

## **The Features of Banks' Behaviors and Their Backgrounds in the Bubble Economy Period**

SHIMBO, Yoshiei

### Abstract

From the end of the World War II to the 1980's, the system of indirect financing had dominated in the Japanese financial and economic structure. In order to keep this system, management of the banking business was guarded through the regulations of both interest rates and business activities.

As banks could always take a definite profit margin as well as new entrants to bank business were barred by the regulation, most of the existing banks could enjoy stable development without experiencing serious stagnations. The paper argues that the features of banks' behaviors during the bubble economy appeared in quantitative expansion and equal principles, administrative dependence and conservatism constitution. The financial structure has completely changed since around the 1980's. The new waves of financial deregulation, globalization and securitization became the mainstream instead of the protection system of the convoy system. However, banks could not keep up with these changes, increased lending recklessly possessing an idea of the regulation interest rate era and rushed into the bubble economy. Although it is generally accepted that there are many complexed causes of the appearance and expansion of the bubble economy, this paper focuses and analyzes the behaviors of the banks which paid little attention to risk management in particular.

*Key words:* indirect financing predominance, convoy system, financial deregulation, lending for three real estate related business, quantitative expansion principle

## 1. はじめに

わが国のバブル経済は、1986年12月～91年2月に発生した、実体価格を超えた資産価格の大幅上昇と、景気拡大状況を指す。この間、地価と株価の高騰が続き、わが国が世界一の金持ち国であるとのユーフォリアの下で、企業も家計も先行きに対する期待感が著しく強硬化し、それがまた膨らみ、さらなる過熱現象を呼んでいった。当時の社会現象を振り返ってみると、「財テク」がもてはやされ、マスコミはこぞって資金運用や投資の特集を組み、「土地神話」が生まれ、土地さえ持っていれば儲かるといった風潮が横行したのをはじめ、NTT株に代表される株高フィーバー等が相次いで起こった。

バブル経済については、金融自由化、金融緩和、リゾート法・民活法の成立など、多くの要因が重なり合うことによって、化学反応のようなかたちで発生・拡大したとの見方が通説である<sup>1)</sup>が、本稿ではその中でもリスク管理態勢が不備のまま無謀とも言える貸出競争に突っ走った銀行の行動が特に大きな要因だったのではないかとし、先行研究をサーベイしたうえでその検証を行うものである。検証に当たり、最初に銀行がこうした行動をとるに至った背景について、戦後から1980年代までの護送船団方式によって銀行が保護されてきた金融経済構造の特徴と、その下で形成されてきた銀行の行動様式を考察する。そして80年代に入って金融の自由化・国際化・証券化が進展するにつれて、銀行はそれに応じた意識改革・体質改善を図っていく必要があった。しかし、銀行は金融自由化時代に対応する態勢転換を行うことなく、規制金利時代に醸成された量的拡大と横並び主義に基づき、リスク管理が不十分なまま業容・収益の拡大に走ることとなった。

こうしたリスク管理態勢が不備な状況における銀行の積極的な貸出行動がバブルの発生・拡大の大きな要因であったと考え、その根拠として、①不動産関連業種や株式投資等の財テク資金向けへの貸出集中、②量的拡大主義および横並び主義の行動様式、③海外からの資金取り入れの積極化、④政策的な諸要因の誘発への便乗を挙げ、さらにそうした貸出行動から生じた⑤多額の不良債権の発生といった点に注目し、フォロー・確認を行うこととした。

第2節では戦後から1980年代までの、銀行行動を規定した間接金融優位の護送船団方式に基づく金融経済構造の特徴を整理のうえ、その下で形成された銀行行動・銀行風土を概観し、第3節で

は80年代に入ってから金融の自由化・国際化・証券化の進展と、そうした変化に対し規制金利時代そのままの対応に終始した銀行の姿をみることにする。そして第4節において、リスク管理態勢が不備なまま突っ走った銀行の積極的な貸出行動が、バブル発生の大きな要因であったこと、その結果慎重な貸出姿勢であったならば生じることのなかった多額の不良債権が発生し、銀行の経営破綻に結び付いたことについての検証を行う。なお、こうした銀行行動重視の視点からのアプローチをとっているのには、筆者のバブル期における銀行審査業務、およびバブル崩壊後の銀行の経営破綻・不良債権処理といった実務を通じて、銀行のリスク管理の実態を身近に考察してきた経験が背景にある。<sup>2)</sup>

## 2. 戦後～1980年代の金融経済構造の特徴

### 2.1 高度経済成長期の成功体験

本稿は、バブル経済の発生・拡大の大きな要因はリスク管理意識を欠いたまま銀行が積極的な融資活動を展開した結果であったとの前提に立っている。したがって、1980年代の銀行行動が分析の対象となるが、そうした銀行行動の背景には、戦後復興期と高度成長期の成功体験に基づき、既に高度成長を持続させる条件が失われていたにもかかわらず、(人々が)その幻想から目覚めて新たな条件に適用しようとする努力を怠っていた面があったのではないかとの指摘がある。<sup>3)</sup>

奥野(2002)では、1970年代のスタグフレーションへの対応として、雇用保証と年功序列を前提とする国民レベルで成立した価値観を「1975年体制」と呼んでおり、これが第1次・2次石油ショックからの脱出の原動力となるとともに、バブル期以降の日本経済の構造問題を作り出したとする。<sup>4)</sup> 1975年体制は、労働側に実質賃金の切り下げを求め、企業側に雇用保証を約束させ、政府資金の投入で国家が企業の雇用を保証するという、一元主義的な考え方である。雇用が保証されることから、従業員も経営者も「横並び」が安全と思うようになるし、規模の拡大を優先することとなる。金融業は輸出入産業のように外圧に直接さらされることなく、護送船団方式の下で、自由化の遅れによる非効率的で生産性の低い業務運営を行いながら超過利潤を享受していた。また、国際化と金融自由化により優良企業の資金調達ルートが変更され、優良貸付先を失った銀行は、雇用保証・貸出量維持のために不動産・株式関連を中心とした貸出競争に走ることとなり、問題が発生したとしても大蔵省などの政府官庁が救済してくれるとの甘い期待が存在したとする。

また、塩谷(2007)では、こうした体制は高度成長期に形成された「日本株式会社」の延長線上にあり、それが対外経済危機に対応する過程で、対内結束力がより強化され、極めて閉鎖的で内向きな性格を持った一種の連合体へと変容していったとし、「20世紀末日本型経済体制」と呼んでいる。<sup>5)</sup> 1970年代におけるわが国の経済政策のある意味では成功体験が、1980年代以降の日本経済の構造問題を作り出し、この体制がとりもなおさずバブル発生の温床になったとする。堅実経営を標榜する銀行がリスクの高い不動産関連融資に突っ走った背景には、護送船団方式で守られており、いざとなれば助けてもらえるという「甘えの構造」があり、横並び意識の一元主義が80年代後半の財テクブームを煽って過剰資金を土地や株に向かわせ、資産価格の暴騰を作り出してバブルを発生させたとする。

さらに戦後の日本の成長を演出した政・官・民の3位1体構造の日本型成長システムと、日本型平等システムの両軸が80年代に機能不全に陥ったものの、日本人は成長の時代の「成功」に酔い、変化への対応力を欠き、システム転換が遅れに遅れた。成長の時代の最終局面で、内外から変化を促す新しい大波が押し寄せてきたが、自己責任原則の欠如や横並び主義の蔓延が陶酔的熱狂に

よってバブル経済に走ったとみられる。<sup>6)</sup> また、第1次・2次石油危機を乗り越えた日本経済は、プラザ合意後の急激な円高もスムーズに乗り切り、80年代後半には終身雇用制、メイン・バンク制、株式の持ち合い、企業間の長期的取引関係等の慣行が、日本経済の運営方式として世界的にもはやされていた。その当時既に高度成長期を終えていたにもかかわらず、日本経済の奇跡はどこまでも続いていくようにみられ、経営者の判断を誤らせ、過剰投資を招いたともされる。<sup>7)</sup> 島村(2006)では、わが国が1990年代以降経験した未曾有の金融危機の本質は、戦後の護送船団体制の下で、生まれ深く根を降ろしてしまった金融風土の弊害を抜きにしては到底理解することができないとし、銀行安泰神話に惑わされた不動産融資への傾斜などはその例証であると指摘している。<sup>8)</sup>

## 2.2 間接金融優位の資金供給方式

2.1での指摘を踏まえて、戦後～1980年代の日本の金融経済構造の特徴をみると、大前提として間接金融優位の資金供給方式が挙げられる。

戦後1970年頃まで、日本経済は当時歴史的にも世界的にも例をみない、年率10%近い未曾有の高度成長を遂げた。これは企業部門の技術革新と旺盛な設備投資にリードされたものであったが、低利かつ安定的な資金供給により、それを支えたのが銀行であった。戦後の生産回復、産業復興の至上命題の下、家計部門から企業部門に対し、成長資金が供与されたが、わが国の場合、他の先進諸国にあっては類例の少ないパターンとして、間接金融偏重の方式がとられてきたのが大きな特徴であり、その後のわが国の金融構造を規定してきたと言える。

間接金融優位の状況で、円滑な資金供給が行われるために、銀行経営は金利面での規制と、業務面の規制の中で保護されてきた。まず人為的低金利政策が挙げられる。金利が本来の需給関係によって決定されるべき水準に比べて、低利かつ硬直的に維持された。高度成長期において、企業の投資を促進し、国際競争力を強化するために、貸出金利が低位に抑えられた。そして低利の資金を供給するために、預金金利についても臨時金利調整法によって最高限度が決められるなど、硬直的かつ割安な金利が設定され、しかも必ず貸出金利を下回る水準に抑えられた。低金利政策の結果、預金者から移転された所得(預金者が失った利潤)は、一部は企業に移転されたものの、一部は銀行部門に滞留し、銀行は必ず一定の利潤を確保できる仕組みであった。<sup>9)</sup>

また、銀行業への新規参入が規制されていたうえ、銀行の業務範囲を定める業務分野規制が存在し、そこでは長期金利と短期金利の分離、銀行と信託の分離、さらには銀行と証券の分離が定められていた。そのほかにも店舗の増設やその配置等に係る店舗規制や、商品開発・設計、景品、広告、営業日・時間等に関する様々な競争を制限する規制が設けられていた。<sup>10)</sup> また、公社債市場における起債調整なども行われていたほか、海外との資金移動が制限されており、国際競争にさらされることもなかった。必ず一定の利潤を確保できるうえ、新規参入を阻止し、競争を制限するような規制があったということは、銀行業は儲かって当然、構造的に不況を知らない業種として、安定的な発展を遂げることが可能であった。<sup>11)</sup>

さらに高度成長期の貸出市場においては、常に資金需要が旺盛であったため、企業サイドでも何とか安定的な資金の供給を図りたいということで、メイン・バンク制が敷かれた。その仕組みの下で、都市銀行は主として大企業向け融資に、地域金融機関は中小企業向け融資に特化するという銀行同士のすみ分けができていた。特に都市銀行では大企業およびその関連会社や取引先を取り込もうとする系列融資方式が顕著に行われ、さらに各系列ごとに新興産業をワン・セットずつ揃えようとする「ワン・セット支配」の融資行動がみられた。<sup>12)</sup> また、株式の持ち合いにより銀行(メイン・バンク)はステーク・ホルダーとして、役員の派遣等により取引先企業の経営全

般に影響力を持ち、企業行動への規律付けも行っており、メイン・バンクシステムがうまくワークしていたと言える。

### 2.3 銀行行動の特徴と銀行風土

こうした状況の中で、銀行のとってきた行動の特徴は、必然的な結果ではあるが、第1は量の拡大を図るといった量的拡大主義であった。一定の利鞘が確保されているため、量を拡大することによって利潤を極大化することができる。さらに規模が大きくなればなるほど、規模の経済性が働き経費率が低くなるため、儲けは大きくなる。したがって銀行はできるだけ預金を沢山集めてそれを貸出に向けようとする。<sup>13)</sup> 企業は資本市場から必要な時に資金を調達できるとは限らなかったことから、確実に資金を調達するために間接金融方式によって資金が供給されることが望ましく、銀行は低い収益率でも一定の利益が得られる中で、貸出が最大になることを選んだ。このように企業と銀行の双方の利益が一致し、企業は成長し、銀行の貸出も増加していくという仕組みができていた。<sup>14)</sup>

第2は各種の規制で縛られていて、抜け駆け的な行動をすることが認められていなかったため、当然のことながら皆と一緒に進もうという横並び意識が強く働くことになる。<sup>15)</sup> こうした金融システムは、船が船団を組んで進む時に、スピードの最も遅い船に合わせて進むのに例えて、最も競争力の弱い銀行を基準として全部の銀行を保護する銀行行政ということで、護送船団方式と呼ばれた。<sup>16)</sup> また、高度成長期にあつて日本銀行の金融政策の手段として、窓口指導（貸出増加額規制）が重要な役割を演じたが、都市銀行としては貸出計画額を守っている限り、他行並みの利益が得られることから、これを守ろうとした。一方で相互に競争意識が強く、特に同規模の他行を追い抜こうとして激しく争っていたが、それは同規模の他行に負けないという意識、あるいは同規模の他行並みなら我慢するという意識でもあり、こういった横並び意識は都市銀行の行動原理を理解するうえで重要な点であったと指摘されている。<sup>17)</sup>

日本の銀行は護送船団方式による手厚い行政の保護の下、各種規制に守られ国内業務で超過利潤（レント）を得た。そして大手銀行はこの超過利潤を投入して国際業務に打って出たが、その場合も、欧米の銀行なら収益率を考えると、日本の銀行は収益は二の次で、とにかく幹事案件を数多くとろう（金融当局も許認可の基準を収益性よりも規模の拡大に着目）、競争相手の邦銀のシンジケート団内の地位に比べて、自分たちの地位は低くないかといった考慮を優先し、自殺的な相場で競争に挑むケースが少なくなかったとされる。<sup>18)</sup>

さらに間接金融偏重の下で、金融行政の護送船団方式に守られ、超過利潤に安住し、特権意識丸出しの殿様稼業が享受できた銀行の優越的地位から生まれた風土的な特徴としては、次の点を挙げることができる。<sup>19)</sup>

第1は銀行集団とりわけ大手行には、戦後長らく金融当局と協同して護送船団金融体制を担ってきたという強い自負心が根付いていたことである。銀行集団が政府の意を受けて公的機能の一端を担ってきた体制の中では、銀行の中核意識や特権意識が育まれるとともに、行政依存の経営体質が助長されていった。第2は銀行は高い社会的ステータスを有し、銀行員は高水準の給与、手厚い福利厚生制度等一流意識の体質が染みついていたことである。第3は護送船団行政の下にあって、銀行はおよそ半世紀にわたって経営破綻が表面化することはなく、銀行安泰神話が確立していたことである。第4は護送船団体制の官民協調路線の下で、銀行業が自ずと当局と同じサイドの守旧的体質に同化し、「横並び経営」、「官制のカルテル」といった陋習が生まれていたことである。第5は銀行は機密保持義務と信用保持を盾に情報開示を拒む隠べい体質が強かったことである。第

6は一般にわが国の企業風土の特徴とされてきた年功人事、強い帰属意識、経営行動の集団的指向性などが、自由化の波にもまれなかった銀行業では特に強く残ってきたことである。

### 3. 金融自由化時代への銀行の対応

#### 3.1 金融経済構造の変化

戦後一貫して高度成長を続けてきた日本経済は、1970年代に入って、71年のニクソン・ショック、円切り上げに始まり、73年の変動相場制への移行、第一次石油ショックの発生と、相次いで国際経済危機に直面することとなり、高度成長期の終焉を迎え、その後の調整過程を経て安定成長の時代へと入っていき、80年代には金融経済構造が高度成長型から大きく変化することとなった。

経済が高度成長から安定成長へ移行するにつれて、企業は内部蓄積あるいは自己資金が増えたのに対し、設備投資が相対的に減退し、大企業中心に資金不足額が縮小してきた。日本銀行『主要企業経営分析』によって主要企業（製造業）の資金需給状況をみると（表1）、企業は80年代半ばから後半にかけてそれまでの資金不足から資金余剰に転じている（もっとも90年代にかけてはバブル関連投資の盛行から再び資金不足に陥っている）。一方、企業の資金調達は80年代前半までは、借入金で8割以上を占めていたが、80年代後半以降は社債発行や増資、また外債発行による有価証券形態での資金調達のウェイトが増大し（表2）、「間接金融から直接金融へのシフト」すなわち「企業の銀行離れ」が進んでくることとなった。

個人の金融資産の運用形態をみると（表3）、所得が増大するにつれて、次第に金利に対する選好意識が高まり、相次ぐ新しい金融商品の開発に伴い、各々の時点において有利な商品性を備えたものに人気が集まることとなった。長い間運用の中心であった民間銀行の定期性預金のウェイトが低下した一方、郵便貯金の主力商品であった定額郵便貯金や、一時払養老保険、中期国債ファンドの割合が増大<sup>20</sup>、株式も増加した（90年代に入ると、現金・預金、保険等の運用が増え、株式や投資信託のリスクを伴う資産の運用は手控ええられる傾向となった）。

この間、景気の下支え役としての積極的な財政支出の増大が図られた結果、75年度以降財政赤字が拡大、国債発行が大幅に増額され、公的部門の資金調達が法人部門を上回るようになっていく。このため、国債管理政策が重要視されるようになり、また為替管理の緩和・弾力化措置を背景に金融の国際化が進み、金融経済構造は資金循環構造の変化とともに、国債の大量発行と国際

表1 主要企業（製造業）の資金需給状況

(対売上高比率：%)

	1980	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
年度													
実物投資 (A)	7.1	5.4	4.4	3.5	4.8	4.4	2.8	4.3	5.6	7.0	7.5	7.4	5.1
内部資金 (B)	4.4	4.0	4.3	4.6	5.0	5.1	5.1	5.5	5.8	5.9	5.8	5.5	5.0
資金過不足 (△) (B-A)	△2.7	△1.4	△0.1	1.1	0.2	0.7	2.2	1.2	0.2	△1.0	△1.7	△1.9	△0.0

資料：日本銀行『主要企業経営分析』より作成。



表2 法人企業部門の資金調達残高の推移（構成比）

（単位；％）

	1970～74 年度末平均	75～79	80～84	85～89	90～94	95～98
借入金	85.5	86.5	85.2	79.6	73.9	58.7
有価証券	14.5	13.5	14.8	19.4	24.8	40.2
事業債	4.1	4.5	4.3	6.1	6.6	6.7
株式*	10.3	8.4	9.4	10.2	13.9	30.9
外債	0.1	0.7	1.2	3.1	4.2	2.6
CP	...	...	...	1.1	1.3	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\* 株式の評価方法は、94年度以降簿価から時価ベースに変更。  
資料：日本銀行「資金循環統計」より作成。

表3 個人部門の金融資産残高の推移（構成比）

（単位；％）

	1970～74 年度末平均	75～79	80～84	85～89	90～94	95～98
現金・要求払預金	16.7	14.2	10.5	9.4	8.8	11.3
定期性預金	45.4	49.4	50.7	44.4	45.8	46.3
民間	33.8	34.0	32.8	28.2	29.4	27.1
郵便貯金	11.6	15.4	17.8	16.2	16.4	19.1
信託	5.7	6.1	6.6	6.5	7.2	6.0
投資信託	1.7	1.7	2.2	4.3	3.3	2.5
保険	12.5	12.7	14.3	18.0	23.4	25.5
有価証券	18.1	15.9	15.7	17.3	11.5	8.5
国債・地方債	0.6	1.9	3.0	1.8	0.8	0.5
金融債・事業債	4.0	4.6	4.0	3.3	3.0	2.0
株式*	12.0	8.4	7.7	11.8	7.3	5.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\* 株式の評価方法は、94年度以降簿価から時価ベースに変更。  
資料：日本銀行「資金循環統計」より作成。

化(2つの「コクサイ化」)に影響されることとなった。

### 3.2 金融の自由化・国際化・証券化の進展

こうした状況の変化を映じて、金融取引に係る制度的な枠組みの見直しが次第に求められるようになってきて、金融の自由化・国際化・証券化が進展することとなった。

まず、預金金利の自由化については、79年5月の譲渡性預金(CD)の導入から始まり、85年3月の市場金利連動型預金(MMC)と同10月の最低預入金額10億円以上の大口定期預金の導入以降本格化した。その後、89年10月に大口定期預金金利は完全に自由化され、金利自由化の過渡的商品であったMMCは大口定期預金に吸収された。小口定期預金金利の自由化は89年6月の3百万円を1口とする小口MMCの導入から始まり、92年6月に最低預入金額の制限が撤廃され、93年6月には定期預金金利の完全自由化が達成された。さらに94年10月の流動性預金金利自由化で、一応の完成をみるに至り、預入期間、付利方法に対する規制の完全自由化は96年10月以降である。

貸出金利については、従来短期貸出に関しては、標準金利(短期プライム・レート)を、長期貸出については最優遇金利(長期プライム・レート)を下限として、個別、相対で決められてきた。短期プライム・レートは公定歩合に一定のマージンを上乗せして決定されたため、公定歩合に連動して変更されており、長期プライム・レートは長期信用銀行の5年物利付金融債利回りに連動していた。しかし、それでは自由金利預金での資金調達比率の増大に対応できないということで、短期貸出金利については、89年1月以降銀行の資金調達コストをベースに決められるようになった(「新短期プライム・レート」)ほか、長期貸出金利は91年4月に短期プライム・レートを基準にマージンを上乗せする方式(「新長期プライム・レート」)が開発された。

国際化に関しては、変動相場制移行後の1979年に「外国為替及び外国貿易管理法(「外為法」)の全面改正が行われ(80年12月施行)、内外の資本取引が原則自由化されるなど、従来国際金融市場から遮断されてきたわが国金融市場が国際的に開かれた市場となった。外為法の改正により、新たに居住者による外貨預金および居住者向けの外貨建貸付(インパクト・ローン)が完全に自由化された(外貨預金やインパクト・ローンの自由化は、国内の金融市場が海外の金利の影響を受けることとなったため、円預金および円貸付の自由化が促されるという影響を生じた)。加えて、対顧客先物為替取引における実需原則の撤廃(84年4月<企業や投資家は実体取引の有無に関係なく、自由に先物為替取引を行うことが可能>)、邦銀および在日外銀の円建対外貸付の自由化(同年4月)、銀行の円転規制の撤廃(同年6月<銀行が自由に外貨を円に転換することによって円資金を調達することが可能>)、居住者向け短期ユーロ円貸付の自由化(同年6月)、円建BA市場発足(85年6月)および東京オフショア市場の開設(86年12月)等、国際化に対応した制度面での環境整備が図られ、銀行業務の国際化が進展していった。

金融の証券化(セキュリティゼーション)は、資金の運用・調達両面において、従来よりも幅広く証券が利用されるようになることを言い、①企業金融の証券化(資金調達に当たって企業が銀行借入に加えて証券形態により資本市場から資金調達を行う方法)、および②資産金融の証券化(銀行の貸付債権流動化のための一つの手法)という2つの側面から成り立っている。<sup>21)</sup> ①については、3.1で述べたように(表2)、法人企業部門の資金調達に占める証券発行による割合は、80年代後半にかけて事業債、エクイティ・ファイナンス絡みの外債発行や国内CPの発行等により増大しており、進展がみられた。②については、米国を中心に発達してきた資産を裏付けとした証券を発行すること(住宅ローン債権を担保としたモーゲージ証券など)で、80年代後半来証券取引審議会で検討され、93年に「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」(特債法)の施行を受け、

信販会社やリース会社はクレジット債権やリース債権を証券化することが可能となり、96年にはABS（資産担保証券）とABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー）が証券取引法上の有価証券に指定され、国内でも発行可能となった。その後、98年の「特定目的会社の証券発行による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）に基づき、証券化の受け皿となる特別目的会社（SPC）の設立が容易となったほか、98年の「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（債権譲渡特例法）において、債権譲渡に関し、登記による簡便な方法での対抗要件の具備が可能となるなど、証券化の基礎となる法律の整備が進められた。

### 3.3 金融環境の変化への銀行の対応

金融環境の変化は、高度成長期の金融体制から安定成長期の金融システムの構築への移行を意味しており、銀行としてはそれに応じた意識改革・体質改善を図っていく必要があった。自由化の流れが広がってくることは、銀行にとっては自由競争の機会が得られ、ビジネス・チャンスの拡大につながるが、同時に自己責任原則に基づく行動が強く求められ、いろいろな分野において多種多様なリスクにさらされるため、リスク・マネジメントが重要な課題となってくる。護送船団方式により守られた規制金利の時代には、銀行は精々信用リスク（貸倒れの危険）と事務リスク（不正と間違い）に留意する程度で済んでいたのが、金融自由化に伴いオン・バランスとオフ・バランスのあらゆる項目について、経営全般にわたるリスク管理が要請されるようになってきた。こうしたリスク管理をきちんと行っていないと自由化の時代は生き残っていけず、銀行側も大変な時代になってきた、しっかりとやっていかなければならないとの意識はあった筈である。<sup>22)</sup>

金融の自由化が進展するということは、銀行にとって規制金利の時代には制度的に確保されていた利潤が減少することを意味しており、収益が低下するのではないかと懸念された。こうした中、前述のとおり預金金利の自由化は85年10月の大口定期預金導入後本格化することとなるが、丁度この年の9月にニューヨークのプラザ・ホテルで開催された先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）において、ドル高是正のための合意がなされた。その後、急速な円高ドル安が進み、円高不況が叫ばれ、それへの対応ということで相次ぐ公定歩合の引き下げが行われ（87年2月～89年5月の2.5%は当時としては歴史的な低水準と言われた）、大幅な金融緩和局面へと入っていくこととなった。そして、金融緩和下における低金利が継続したことから、資金調達利率の低下が自由化に伴う調達利率の上昇を相殺するかたちで作用したため、結果的に金融機関の収益に対し、当初懸念されたようなマイナスの影響をおよぼすことがなかった。<sup>23)</sup>

また、金融自由化が進展した時期は、①地価・株価といった資産価格の高騰、②長期にわたる景気拡大の持続、③債権大国・資産大国・金融大国としての日本への賞賛、④財テクに象徴される1億総投資家時代の到来と喧伝された局面と重なっていた。さらに、円高の影響によりわが国の銀行が国際金融市場で占めるシェアが急速に上昇していった。こうした時代環境の下で、銀行行動は金融自由化時代に対応する態勢転換を図ることができず、結局規制金利時代の発想である業容拡大主義に基づき、リスク管理が不十分なまま業容・収益の拡大に走ることとなった。<sup>24)</sup> 業容の拡大は、従来の預金獲得から貸出の拡大へと転換したが、金融緩和と預金金利自由化で資金が継続的に流入する状況に押し流されたとも言える。さらにこの時代の楽観的な環境の中では、資金の貸し手、借り手とも将来に対する過大な期待感から、どうしても審査が甘くなりがちとなり、結果としてリスク管理が疎かになったとみられる。<sup>25)</sup>

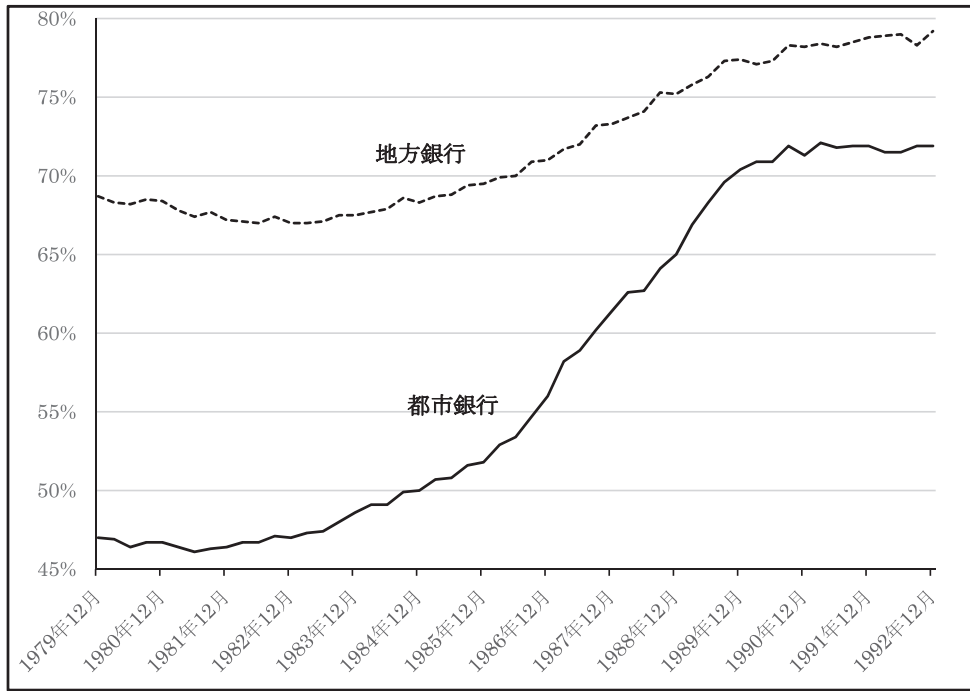
#### 4. バブル期における銀行行動

本稿では資産価格の上昇に拍車をかけバブル経済の膨張をもたらした主要因は、銀行が高い収益性が見込まれた不動産関連貸出や財テク関連貸出を中心に、旧来の量的拡大主義、横並び主義に基づき、リスク管理対応が不十分なまま業容・収益の拡大を迫った結果とみる。積極的な銀行の貸出行動の背景を検証すると、①高度成長期から安定成長期への移行に伴う企業の内部留保蓄積と資金需要の減少、②企業の直接金融方式（国内での時価発行増資・転換社債発行、海外でのエクイティ・ファイナンス等）による資金調達割合の増加、③金融緩和、積極財政によるカネ余り現象、④以上の状況と金融自由化を背景とする銀行の収益機会の減少を挙げることができる。バブルの発生・拡大について、リスク管理意識を欠いた銀行の積極的な貸出行動が主要因であったと考える根拠は、次のとおりである。この中で、バブル崩壊後銀行に多額の不良債権が発生した点については、銀行のリスク管理態勢が整備されており、銀行が慎重な貸出行動をとっていたならば生じなかったとみられるうえ、それがその後の金融機関の相次ぐ経営破綻を引き起こし、多額の公的資金注入等を余儀なくされた要因だったことからすると、無謀とも言える銀行貸出が行われたことの証左と考えられる。

##### 4.1 不動産関連業種や株式投資等財テク資金向けの貸出拡大

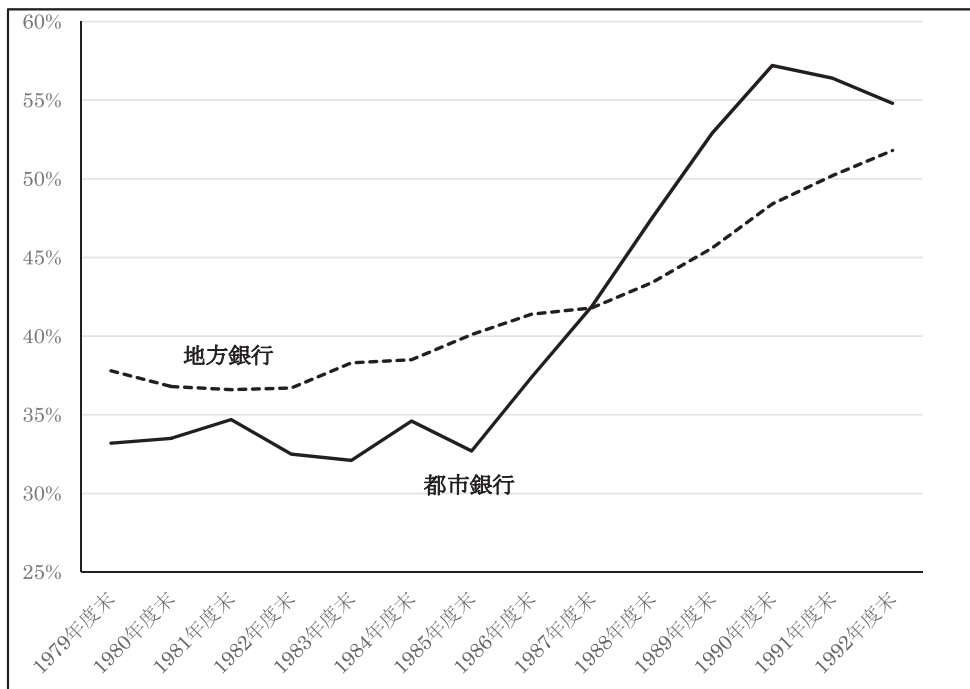
第1は、大企業中心に銀行離れが進んだことから、都市銀行では中小企業・個人向け貸出や長期貸出の推進を図り、特に不動産関連業種や財テク資金向けへの貸出が膨らんだことである。経済が高度成長から安定成長へ移行するにつれて、都市銀行ではそれまで主たる借り手であった製造業を中心とする大手有力企業が実物投資を上回る過剰資本を抱え、また資本市場からの資金調達を強める中、大企業向けの資金需要が大幅に減少した。これは銀行にとって収益機会の減少を意味することから、資金運用力の強化が標榜され、新たな資金運用先を見出そうとする強い欲求が生じ、さらに運用利回りの向上あるいは利鞘を確保することが求められた。そこで都市銀行においてターゲットとされたのが、高金利が期待できる中小企業向けや個人向け貸出、および長期貸出で、これらを積極的に推進していった（図1、図2）。中でも儲けの大きな建設業、不動産業、金融・保険業（ノンバンク）といった不動産関連三業種向け貸出のウェイトが増大（個人向け貸出も住宅ローン等を中心にウェイトが増加）し（表4）、銀行の貸出ポートフォリオが大きく歪むこととなり、特に長期信用銀行、信託銀行でこの傾向が顕著であった。併せて株高を背景に株式投資等の財テク資金向けの貸出も相当程度膨らんでいったと考えられる。1980年代後半に銀行の当座貸越取引が高い伸びを示した（1986～91年末の国内銀行の当座貸越残高の伸び率は3.0倍＜同時期の貸出金全体の伸び率は54.1%、当座貸越の貸出金全体に占める割合は8.2→16.2%へ>）が、融資当貸はもともと資金使途自由を売り物にしていただけに、従来の貸出に比べ審査管理が甘めになる傾向が強くなり、不動産融資や財テク運用資金に使われていたと推察される。<sup>26)</sup> この間、80年代後半の企業の金融行動について、法人企業統計を使って説明した奥村（1999）によってみると、大企業では借入金に加え、資本市場やマネーマーケットからの資金調達が増大し、それを自由金利定期預金への運用や財テク投資に振り向けていった一方、中小企業では外部資金調達のほぼ全額が借入で、資金運用においては土地投資の活発化が目立っていたとする。<sup>27)</sup>

都市銀行の貸出攻勢の結果、中小企業向け貸出を中心としてきた地域金融機関は貸出機会の減少を他の資金運用形態で補わざるを得なくなり、「特定金銭信託」（特金）や「金銭信託以外の金



\*資本金1億円以下または常用従業員300人以下。  
資料：日本銀行『経済統計月報』、『経済統計年報』より作成。

図1 銀行の中小企業\*向け貸出比率（末残）の推移



\*期間1年超の貸出。資料：日本銀行『経済統計月報』、『経済統計年報』より作成。

図2 銀行の長期貸出\*比率の推移

表4 全国銀行業種別貸出残高構成比推移（単位；％）

	1974～79年末平均	80～84	85～89	90～92
不動産関連三業種計	13.9	16.8	25.2	26.8
建設業	5.8	5.5	5.4	5.6
不動産業	5.8	6.2	10.2	11.7
金融・保険業	2.3	5.2	9.6	9.5
個人	9.8	10.3	12.0	16.6
製造業	34.9	29.8	20.5	15.5
卸・小売業、飲食店	26.2	24.2	19.5	16.7
サービス業	6.0	8.3	13.0	15.7
運輸・通信業	3.4	3.4	3.4	3.6
その他とも計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：日本銀行『経済統計月報』、『経済統計年報』より作成。

銭の信託」(金外信)の信託形態での資金運用に傾斜し、それが証券市場へ流れ込むこととなった。こうした資金の流れに加えて、銀行貸出の急増を背景にその取引額が膨張した土地関連の資金が、土地関連業者を通じて証券市場へと流入し、株価の高騰をもたらした。<sup>28)</sup> また、銀行等が自ら出資して設立した住宅金融専門会社(住専)は、銀行の住宅ローン進出への影響を受け、宅地開発や不動産業者向けといった不動産関連融資への舵の切り替えを余儀なくされ貸し進んだことから、その後深刻化する日本の金融機関の不良債権問題発生の端緒となった。貸出の集中が進み、リスク分散が行われていなかったことは、リスク管理上大きな問題であったと言わざるを得ないが、高収益を前にして銀行側のリスク管理意識が十分に働かなかったものとみることができる。この点、高度成長期に大手都市銀行が新興産業をはじめ、ほぼすべての産業分野に主要な取引先企業を配置し、あたかも自己完結的な産業連関を体現するように取引先企業群を組織化することを競っていたとされるワン・セット支配<sup>29)</sup>は、結果的に銀行貸出が業種ごとに万遍なく実行されることになり、貸出ポートフォリオの業種・企業別分散が図られ、信用リスクの軽減化に寄与し、資産内容の健全性維持を後押ししていたと考えられる。<sup>30)</sup>

土地担保を中心とするコーポレート・ファイナンスでは、不動産価格の上昇に支えられ、銀行の本来的な機能であるリスクの評価機能が麻痺することになったとみられる。先行きの右肩上がりの経済を見込んで不動産担保や株式担保を甘目の掛け目ないし水増しして評価し、それに応じて貸出額を増やすといったことも行われた。<sup>31)</sup> こうしたことは将来における地価、株価等の下落リスクに対し、極めて大きな不安材料を抱え込んでいくこととなった。<sup>32)</sup> また、随(2008)では、第二地方銀行について、1986年3月期～90年3月期の資産・貸出・製造業貸出・不動産業貸出・金融保険業貸出・中小企業貸出の増加率を、その後破綻した銀行グループ(12行)と存続銀行グループに分けて比較しているが、製造業と不動産業貸出を除いて、すべての項目において破綻銀行グ

表5 自由金利預金比率\*の推移 (単位；%)

	1985年度末	86	87	88	89	90	91
都市銀行	15.1	23.2	34.6	43.9	62.1	68.4	61.9
地方銀行	8.3	12.2	17.7	25.9	47.5	60.6	55.3

\*自由金利預金比率 = (自由金利定期預金 + 市場金利連動型定期預金 + 非居住者円預金 + 外貨預金 + 譲渡性預金) / (預金計 + 譲渡性預金)

資料：日本銀行『経済統計年報』より作成。

ループが存続銀行グループを大きく上回っていたことを示している（不動産業貸出は86年3月期の存続銀行グループの残高が極端に低かったためと説明）。<sup>33)</sup> さらに貸出の長期化を図っていた一方で、調達面では総じて短期の市場金利感应型の資金の調達が急テンポで増加した結果（表5）、運用・調達における期間のミスマッチが次第に拡大して、金利リスクが増大していく状況にあったとみられるが、長短の金利差による利鞘の確保を優先したものと推測される。

#### 4.2 量的拡大主義および横並び主義の行動様式

第2は、バブル期において高度成長期・規制金利時代そのままの量的拡大主義、横並び主義といった行動様式が継続され、業容の拡大、収益機会の獲得を求める銀行の姿がみられたことである。西村（2003）では、岡崎・星（2002）の分析に基づき、金融の自由化に伴う規制下での超過利潤（レント）縮小と大企業を証券市場に奪われた銀行の対応策として、①有価証券買い増し戦略、②ニッチ戦略（規模を縮小し狭い分野に特化）、③ユニバーサル・バンキング戦略、④伝統的拡大戦略の4種類が考えられたとする。そして、①は企業金融の中核を担ってきた銀行としてその立場を放棄することになりかねないこと、②は膨大な人数のジェネラリスト集団である大銀行にとって実質的な退場を意味し現実的でないこと、③は制度上の問題があったこと等から、結局は1980年代後半までに、多くの銀行が戦略④をとり、大企業の銀行離れによって減少した貸出を他の融資分野を開拓して穴埋めし既存の規模を保つという結果になったとしている。<sup>34)</sup> 随（2008）では、銀行は戦後長く存続してきた規制の枠組みの下で、常に効率性を無視して規模を追求する動機を潜在的に持っていたが、それが1980年代以降の規制緩和と経済規模の変化の中で一挙に現実化したとする。<sup>35)</sup> また、岡崎・星（2002）では、護送船団行政の下で育成されてきた横並び意識が、金利自由化への対応としてもそこから大きく離れることはできなかつたとみる。現に80年代になってからも配当や日本銀行の窓口指導（貸出増加額規制）など、横並びを重視するような金融行政が行われ、そうした中で銀行は相対的な規模の縮小を意味するニッチ戦略や、貸出の横並びを崩すことになりかねない国債買い増しの戦略はとることができず（もっとも80年代後半バブル景気を受けて税収が大幅に増加し、新規国債発行額が減少）、規制緩和の遅れからユニバーサル・バンキング戦略が不可能となったとき、横並びを保つためには融資拡大戦略、とりわけ不動産関連融資への傾注が最も有効な手段になったとする。<sup>36)</sup>

大企業向け貸出の低下への対応と横並び保持の姿勢が熾烈なかたちで現れたのが、銀行同士の量の拡大を巡る激しい競争が至るところで繰り広げられたことであった。大手銀行の中でも、特筆すべき動きをしたのが当時の住友銀行であったとされる。<sup>37)</sup> 住友銀行は、79年に「総本部制」を導入し、営業推進と審査機能を一体化し、機動的な業務運営のできる体制を作り、自由化戦略として不動産融資やリテールバンキングを強化した。<sup>38)</sup> そして86年10月に平和相互銀行を合併し、

首都圏進出を図ったことから、これを迎え撃つ他の都市銀行も自由化の生き残りのために猛烈な反撃に転じ、特に当時の富士銀行との間の融資や預金量のトップの座を巡る争いが「FS戦争」と呼ばれた。<sup>39)</sup> また、北海道新聞社(2008)では、80年代以降都市銀行の中で預金量、収益ともに最下位の北海道拓殖銀行が収益競争で都銀上位行に一気に水を開けられ、一部の有力地銀にまで逆転された状況下、当時の頭取が「このままでは都銀の中で一羽落ちた。もはや石橋をたたいて渡る時代ではない」とハッパをかけ、営業推進部も「リスクを冒しても攻める。上位行と戦うのに上品なことはいってられない」と指示していた様子が克明に描かれている。<sup>40)</sup> 長期貸出の飢餓状態で苦しんでいた日本長期信用銀行において、融資本部は貸出量の拡大を望む経営陣の意向を付度しながら、80年代後半以降堰を切ったように拡大路線を推し進めた。背伸びした貸出純増計画を作成して、営業部店にノルマを課し、新店舗の出店を図ったが、マーケットは既に都市銀行などに開拓され尽しており、とり上げる案件の質は低下し、銀行業務の基本である審査や融資・担保手続きが杜撰となった。<sup>41)</sup> 至るところで貸出増強のゴー・ゴー・バンキングが横行し、簡便な手続きで即決即断の安易な取引が行われるといったリスク管理軽視の姿勢が顕著であった。塚崎(2011)では、銀行員へアンケート調査を実施した結果、銀行がバブル期に不動産関連貸出を激増させた理由について、バブル期の銀行の不動産関連貸出と銀行の競争意識、あるいは横並び意識との間に、ある程度強い因果関係のあったことが示唆されるとしている。また、日本銀行の窓口指導との関連で、日銀枠を達成するために無理をせざるを得なかったとの回答がみられたことから、これも結局のところ他行との競争を意識していたことであろうと述べている。<sup>42)</sup>

さらに当時は銀行の収益競争が激化し、とりわけ銀行の本源的収益を示す営業純益<sup>43)</sup>の拡大が競われた。収益拡大のため、①期間(損失を当期に計上するか、来期以降に繰り延べるか)、②勘定間(営業純益に計上するか、経常利益、当期利益に計上するか)、③部門間(国内、国際部門のいずれの収益に計上するか)の振り替えによる収益嵩上げ操作が随所でみられた。<sup>44)</sup> こうした操作は新たに利益を生み出すことではなく、金融機関の収益力を不明確にするうえ、特に損失の先送りは健全経営を阻害する恐れが強かった。

### 4.3 海外からの資金取り入れの積極化

第3は銀行が国内での資金調達を制限を回避するため、海外からの資金取り入れを積極化し、貸出競争を助長したことである。邦銀の海外進出は80年代後半に、アジア、ヨーロッパ、北米を中心に急増した(表6)。これは前述の護送船団方式下の超過利潤(レント)や株式売却益等を原資に、収益性よりもシェア拡大意識に基づくものであったとみられる。さらに本来の国際金融業務は非居住者預金を基に非居住者貸付等の取引を行うかたちと考えられるが、邦銀の場合非居住者との取引が相対的に少なく、海外の金融市場から資金を調達し、日本の国内居住者との外貨建取引や、あるいは日本本店と海外支店との本支店取引が中心で、国際金融取引の実態はドルの国内向け貸出が増大した単なるドル建国内金融市場にすぎないということであった。<sup>45)</sup> これは日本の銀行が国内企業に外貨で貸出を行うインパクト・ローンや、海外支店から国内企業へのユーロ円での貸出(ユーロ円インパクト・ローン)の急増<sup>46)</sup>(図3、図4)、および邦銀海外支店の本支店貸勘定の増加(全国銀行在外支店主要勘定の本支店勘定(資産)は1985年の96,840億円から86年には178,846億円へほぼ倍増)に示されている。

増加の背景には、銀行の円転規制の撤廃(84年6月)、居住者向け短期ユーロ円貸付の自由化(同)といった一連の自由化措置が挙げられるほか、これらの貸出は日本銀行の窓口指導(貸出増加額規制)の対象外であったことも大きい。また、都市銀行中心に利鞘の拡大を狙って長期貸付のウェ



表6 邦銀の海外進出状況

(海外進出状況)

1980	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	
年間													
	44	42	77	66	60	110	84	64	93	90	96	85	56

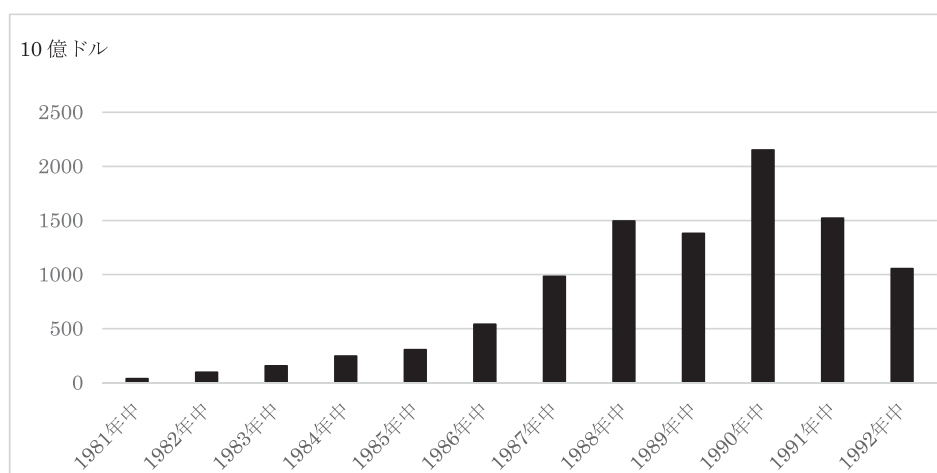
(国別進出状況)

	1980 年末 (A)	85	92 (B)	(B-A)	
					増加比率 (%)
北米	106	162	286	180	25.6
中南米	45	66	65	20	2.8
ヨーロッパ	97	174	291	194	27.6
中近東	21	28	25	4	0.6
アジア	99	224	338	239	33.9
大洋州	19	46	49	30	4.3
その他とも計	399	716	1,103	704	100.0

注：1) 支店，現地法人（出資比率 50%超），駐在員事務所の合計。2) 海外進出状況は開設ベース。

3) 国別進出状況は年末現在数。

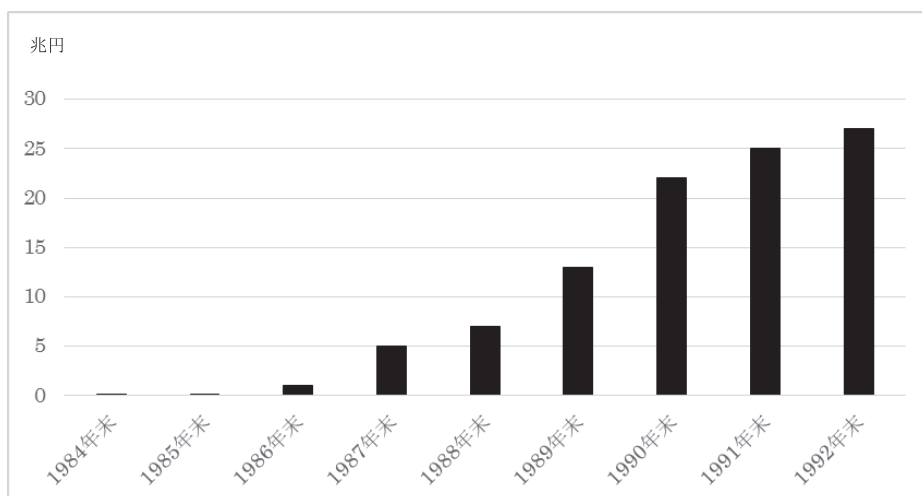
資料：『大蔵省国際金融局年報』より作成。



注：1) 実行ベース。2) 短期（期間1年以内）+ 中長期。3) 短期は本邦店名義分のみで，中長期は海外店名義分も含む。

資料：『大蔵省国際金融局年報』より作成。

図3 邦銀のインパクト・ローン実績



注：84年6月，大蔵省円転規制を撤廃，居住者向け短期ユーロ円貸付を自由化．89年5月，居住者向けユーロ円長期貸付解禁．  
資料：『大蔵省国際金融局年報』より作成．

図4 邦銀海外店の居住者向けユーロ円貸付金残高の推移

イトの増大を図っていたが，国内では戦後長短金融の分離の規制によって，普通銀行や信用金庫などは短期の調達手段しか認められておらず，長期資金の調達に制約があったため海外からの調達が利用された（1993年10月以降，普通銀行等による期間3年超の中長期預金の受け入れが可能となり，長短金融の垣根は名実ともに撤廃された）。結局，80年代後半に急拡大した邦銀の海外拠点の役割は，旺盛な国内の資金需要を賄うための資金調達基地であり，主要業務は調達した資金の日本本店への供給および日本の非金融機関への貸付であったと言える。<sup>47)</sup>

#### 4.4 政策的な諸要因の誘発への便乗

第4は日本銀行による低金利政策および政府による財政その他政策的な投資の誘発に対して，<sup>48)</sup> 銀行側が積極的に応じたことである。金融自由化の進展に伴い，銀行の資金調達コストが上昇するものとみられたが，相次ぐ公定歩合の引き下げにより，長期にわたる超金融緩和状態が持続したため，銀行はむしろ低金利での貸出が可能となり，これを武器に貸出攻勢をかけていった。その場合，貸出先は従来の伝統的な取引先である大手企業は資金調達を資本市場へ移していったこと等から，新たな貸出先として利鞘の期待できる不動産投資を行う中堅・中小企業や個人向けをターゲットとして資金需要の掘り起こしを図ることとなった。そして不動産業，建設業，ノンバンク向けの不動産関連業種向け貸出のウェイトが増大していった。

1985年5月に国土庁が発表した首都改造計画は東京都区内のオフィス・フロアの需要が2000年までに約5,000 ha（超高層ビル250棟に相当）発生すると予測し，その後の東京の地価暴騰の火付け役となったとされる。不動産会社やゼネコンは，これに一齐に飛びつき，「オフィス供給は国策になった」，「オフィス用地をかき集めろ」と大号令をかけた。<sup>49)</sup> 地価は首都改造計画の発表された85年以降，第4次全国総合開発計画の発表された87年にかけて商業地を中心に急騰したが，銀行が不動産向け貸出を強化していった背景には，政府による構想と，それを裏付けるオフィス需要の推計があったためとされる。<sup>50)</sup> 鈴木恒男（2009）によると，70年代の列島改造構想以来，政

府の国土開発計画は民間企業や金融機関の行動を左右する影響力を持ち続けており、80年代の東京の不動産ブームの背景には、内需拡大策を模索する政治と行政がリードし、有識者とメディアが後押しする構図がみられ、不動産融資という巨大な需要に銀行が対応していったとする。<sup>51)</sup> また、東京のオフィス需要とともに土地投機を煽ったのは、リゾート開発をめざす87年6月制定の総合保養地域整備法（リゾート法）で、官民挙げて推進された。前述の塚崎（2011）の銀行員へのアンケート調査によると、バブル期に銀行が不動産関連貸出を激増させた理由については、やむを得ず不動産融資に傾倒したというよりは、「ビジネスチャンスだから積極的に」とむしろチャンスと考えていたということが示されている。<sup>52)</sup>

#### 4.5 多額の不良債権の発生

第5はこうしたリスク管理を疎かにした無謀とも思える貸出を実行した結果、慎重な貸出行動に徹していたならば生じ得なかったとみられる多額の不良債権が銀行において発生したことである。バブル崩壊後銀行が相当額の不良債権を抱えているのではないかと問われたが、①不良債権を判断する基準が不明確であったこと、②ディスクロージャー（情報開示）制度が不備であったこと等から、なかなか実態把握が難しかった。銀行の不良債権が開示されるようになったのは、1981年の銀行法改正で新たなディスクロージャーに関する規定が設けられた時からである。しかし、そこではディスクロージャーに関する具体的内容や、基準が明確に定義されていなかったため、開示内容が銀行によって異なり、相互に比較しにくい状況であった。その後、不良債権問題に関し、世間の関心が高まってきたこともあり、87年に全国銀行協会（全銀協）が最低限の開示項目として統一開示基準を制定し、98年の銀行法改正により開示項目が法定化されるなど（「統一開示基準」は廃止）、次第に開示が進められてきた。<sup>53)</sup>

現在、日本では3種類の不良債権が開示されている（表7）。「リスク管理債権」は銀行法に基づくもので、93年3月から公表され、「再生法開示債権」は金融再生法に基づく開示債権で、99年3月から公表され、「自己査定」は銀行の自己査定に基づくもので、98年3月から公表されている。リスク管理債権の開示された後、自己査定による不良債権額が発表されると、リスク管理債権との差額があまりに大きかったことから問題となった。そこで当時の金融監督庁（現金融庁）がリスク管理債権の概念をベースに、自己査定の概念も極力とり入れるかたちで導入したのが、金融再生法ベースの開示債権であった。<sup>54)</sup> これらはそれぞれの開示目的に応じ、判断基準や対象となる資産の範囲等が異なっている。

不良債権残高の推移を時系列的にみるためには、途中で定義の変更や対象金融機関の変更があったものの、リスク管理債権が利用できる指標である（図5）。全国銀行のリスク管理債権残高は、2002年度に至って漸く減少に転じるものの、それまでは金融三法の成立で金融システムが一時的に安定し、景気面でも若干の明るさが窺われ前年度比減少した96年度を除き、横這いないし増加傾向を続けてきた。こうした状況の中で、銀行としても手を拱いていたわけではなく、毎年毎年大手行を中心にかなりの処理を進め、銀行の経営者から「不良債権処理は最後」といった言葉が幾度となく聞かれ、現に『経済白書』（2000年版）でも、「大手行に関しては不良債権問題がほぼ峠を越えたものと考えられる」と述べられていた。

しかし、銀行の決算が発表される都度、期初に予想していた不良債権の処理額を上回る処理を余儀なくされ、しかもその処理額が銀行の営業活動に係る本源的な収益である、業務純益の範囲内で処理できないといった事態が続いた。なぜそういった状況が繰り返されたかについては、①どうしても右肩上がりの経済に対する期待感が強く、いつか景気はよくなるだろうということで、

表7 リスク管理債権, 再生法開示債権および自己査定の関係

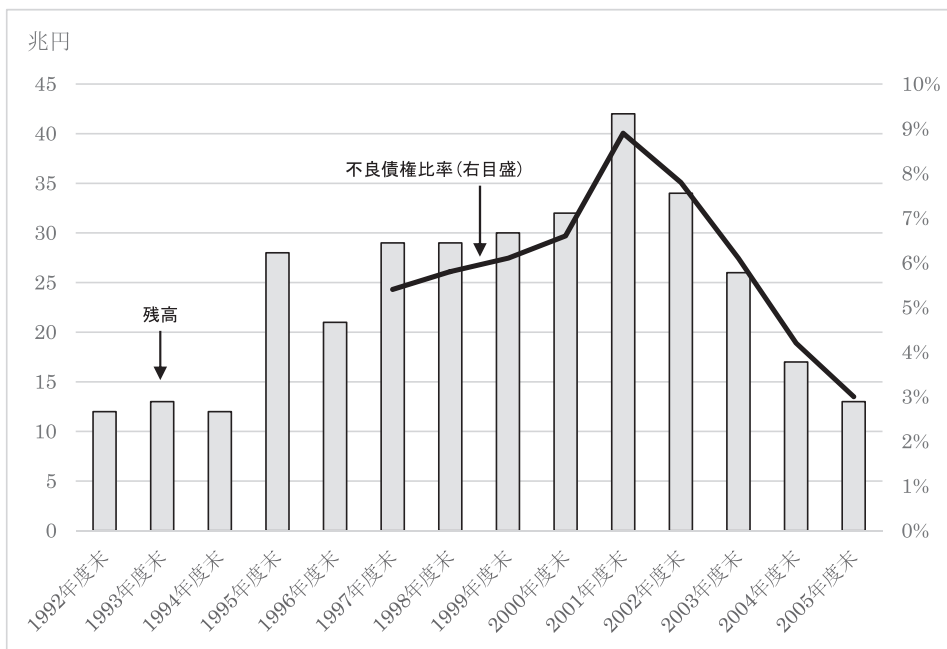
	根拠法	対象等	不良債権等
リスク管理債権	銀行法等に基づく開示 (1993年3月～)	・貸出金 ・担保・引当カバー分を含む	・破綻先債権 ・延滞債権 ・3か月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権
再生法開示債権	再生法等に基づく開示 (1999年3月～)	・貸付有価証券、貸出金、 外国為替、未収利息、仮 払金、支払承諾見返 ・担保・引当カバー分を含む	・破産更生債権及びこれら に準ずる債権 ・危険債権 ・要管理債権
自己査定	適切な償却・引当を行うた めの準備作業 (1998年3月～)	・総資産 ・担保のカバー状況は分類 において勘案	・破綻先、実質破綻先 (第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類) ・破綻懸念先 (第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ分類) ・要注意先 (第Ⅰ、Ⅱ分類) ・正常先 (第Ⅰ分類)

資料：金融庁ウェブサイトより作成。

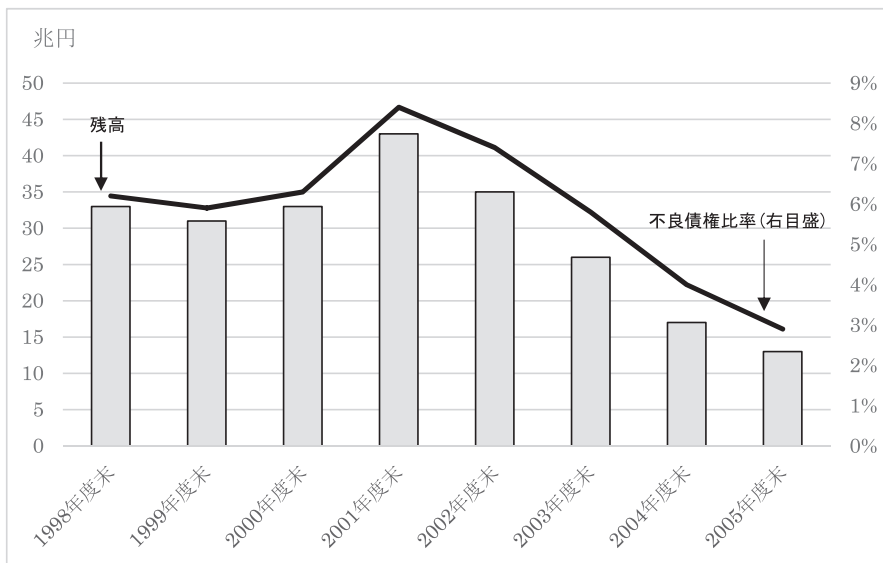
処理を先送りしてきた面が否めなかったこと、②バブル期に生じた不良債権の処理は進んだとしても、その後のデフレ不況で経営の悪化した先が増えていったとみられたこと、③金融庁検査や自己査定の厳格化等により査定区分が厳しくなってきたこと、等の点を指摘することができる。

不良債権問題が深刻化するにつれて、金融機関の経営破綻が表面化してくることとなり、1991～2001年度に181件の破綻が発生した。結局、金融機関の不良債権処理に要した費用は、全国銀行ベースで1992～2004年度累計で96.4兆円、破綻金融機関の処理費用(2004年度末)約25兆円、公的資金注入額(2004年度末)12.4兆円(残高ベース8.9兆円)と合計138.8兆円で、2004年度末の家計金融資産(1,471兆円)の約1割、国内銀行総資産(738兆円)の約2割に相当するというマダニチュードの大きなものであった。

[リスク管理債権]



[金融再生法開示債権]



資料：金融庁ウェブサイトより作成。

図5 不良債権残高の推移（全国銀行ベース）

## 5. バブル期の教訓とその後のリスク管理態勢の強化

以上で示されたように、1980年代後半から90年初のバブル経済発生・拡大に関しては、リスク管理態勢が不備なまま、無謀とも言える貸出競争に走った銀行の行動に大きな要因があったことが検証された。

こうした中、不良債権処理の一般的手法に関する制度の整備が進められ、その流れにおいて98年3月にこれまでの金融検査体制・手法について抜本的な見直しを行い、検査の基本的な在り方を転換することとした通達「新しい金融検査に関する基本事項について」が当時の大蔵省（現財務省）から発表され、検査方式としてルール遵守体制やリスク管理体制の実態把握が謳われた。これを受け99年7月、金融監督庁（現金融庁）から、「金融検査マニュアル」が発出された。ここでは護送船団方式への終焉が告げられ、金融機関は自己責任原則に基づき内部管理体制を確立し、適切なリスク管理を行う必要のあることが、繰り返し強調された。リスク管理の重要性が明記され、リスク管理態勢の確立は、金融再生のための出発点となり、それは資金供給を通じてわが国経済の産業構造の転換を進め、さらに国際的潮流の中でも重要であると説明されている。従来の当局指導型から自己管理型へ、また資産査定中心からリスク管理重視へ政策を転換するとの姿勢が、明確に打ち出された。

その後マニュアルの改訂が行われたり、バーゼル規制の強化が実施されたりしてきている。こうした一連の措置を受けて、銀行のリスク管理体制は、現在実施されている統合的リスク管理に基づき、次第に整備が進められてきたとみられる。近時、超金融緩和状態の下、大型予算が編成され、オリンピック・パラリンピックの開催が決定、株価の上昇といった80年代後半のバブル期を彷彿させるような事象が相次いで発生してきている。果たして銀行がバブル期と同様のリスク管理を無視した行動をとるか否か注視するとともに、今後リスク管理の一段の高度化・精緻化を進め、その実効性を確保していけるかが課題となる。

### 注

- 1) 翁・白川・白塚 (2001) p. 30.
- 2) 銀行審査業務は日本銀行審査局（勤務期間：1987年5月～90年5月）、銀行破綻処理は預金保険機構（同：1992年11月～94年11月）および不良債権処理は整理回収銀行・整理回収機構（同：1998年10月～2008年6月）での実務経験。
- 3) 塩谷 (2007) p. 7.
- 4) 以下の記述は、奥野 (2002) pp. 21-73.
- 5) 以下の記述は、塩谷 (2007) pp. 179-194.
- 6) 塩田 (2002) pp. 491-497.
- 7) 西村 (2003) pp. 184-185.
- 8) pp. 294-296.
- 9) 筒井 (2001) では、「銀行部門がいわゆる「護送船団方式」によって、もっとも非効率的な経営の銀行も倒産しないように保護されていたという通説的見解は、銀行部門に超過利潤があったことを示唆している」(p. 237) とし、「1960年代においては低金利政策で預金者が失った利潤は全額企業へ移転したわけではなく、銀行が企業とほぼ同じくらいの利潤を得ていたと推測される」(p. 240) と指摘している。
- 10) 参入規制と店舗行政については、伊藤 (1995) pp. 181-195 に詳述。
- 11) こうした状況について、横山 (1989) は、「金融機関経営は、金利規制・業務規制のなかにあった。仕入れ値と売り値の間にはつねにいくばくかの鞘があり、新規参入も実質的にストップされていたから、

- 誤解をおそれずにいうと、価格カルテルと供給カルテルに守られていたようなものだったといえよう」(p. 5)、「戦後、石炭・繊維からはじめて、合板・平電炉・化学・造船・海運から鉄鋼高炉にいたるまで、それぞれが経済の変質に合わせて、血のにじむような構造改善の努力を重ねてきた経緯がある。……金融業は、農業と並んで、これまで国際競争力という視点で捉えられることの少なかった産業といえよう」(p. 3) と的確に説明している。
- 12) 宮崎 (1966) pp. 48-56.
  - 13) 鈴木金三 (1968) では、ボーモルの販売高極大化仮説に基づき、銀行行動について、ある一定の利潤を確保できれば、預金・貸出を最大化する行動をとることを指摘している (pp. 10-12).
  - 14) 上林 (1998) p. 5.
  - 15) 金融自由化前の金融商品開発について、蠟山 (1982) では、「ひとつの金融機関が他に先がけて新商品を供給するといったことは決してありえず、大蔵省、自行の属する業界、関連業界との協議を不可欠とする習慣ができあがっているということである」(p. 253) と指摘している。また、斎藤 (1990) は、1980年1月の「中期国債ファンド」の発売以降新金融商品開発競争が始まったが、1983年8月に三菱銀行が突然新商品「国債定期口座」の発売を発表した際、横並び意識の強い銀行界のここと、三菱の独走に「待った」をかけ、発売を半月ほど遅らせ、秋に都銀から一斉に発売になったとの例を挙げている (p. 194).
  - 16) 護送船団方式について、鈴木淑夫 (1997) は、「戦後の金融行政は、「いちばん足の遅い船＝いちばん効率の悪い経営」に標準を合わせて、さまざまな規制を決めた。相互銀行（現在の第二地方銀行）や信用金庫や信用組合の中でいちばん効率の悪い経営でも儲かるように預金金利を低く、貸出金利を高く規制して、利鞘を保証した。また効率のよい大銀行がたくさんの支店を出して中小金融機関を圧迫しないように、大銀行にはきびしく、中小金融機関には甘い「店舗行政」を行ったのである」(p. 17) と説明している。
  - 17) 呉 (1973) pp. 56-57.
  - 18) 加野 (1999) pp. 98-99. また、中尾 (1991) では、80年代後半に相次いで邦銀の在米拠点買収が行われたが、それは収益性よりもマーケット・シェアを重視してきた邦銀の戦略の一環だったとしている (p. 234).
  - 19) 以下、島村 (2006) pp. 80-91, 筋内 (2002) pp. 228-242.
  - 20) 一時払養老保険は、契約時に保険料を一括して払い込み、配当金を満期に受け取るという貯蓄型保険商品で、節税メリット（一時所得扱い）が注目されて、1984年頃から大ヒット商品になったほか、中期国債ファンドは80年に誕生した投資信託で、30日間の据置期間を置けば解約手数料がなく、いつでも引き出せるという利便性と、高利回りから人気を集め、証券、銀行間の新商品開発競争の先導的役割を果たした (斎藤 (1995) pp. 209-216).
  - 21) 日本銀行金融研究所 (1995) pp. 53-55, 西村 (2011) pp. 252-257.
  - 22) 岡 (1989) では、金利自由化の進展や金融機関の業務範囲の拡大 (83年からの銀行の公共債の窓口販売、84年からの公共債のディーリングの開始等) 等により、金融機関のリスク管理の重要性が強まってきたことを詳述している (pp. 144-166).
  - 23) 鹿野 (2013) p. 158.
  - 24) 鹿野 (2013) pp. 159-162.
  - 25) 西村 (1999) pp. 43-44.
  - 26) 新保 (1990).
  - 27) pp. 115-127.
  - 28) 山口 (1991).
  - 29) 宮崎 (1966) pp. 48-56, 鈴木 健 (2008) pp. 33.
  - 30) 鹿野 (2013) p. 221.
  - 31) 井上 (2005) によると、「(バブル期には) 土地の値上がり、他行との融資競争から、金融機関によっては担保掛け目を甘くして、100%はおろか120%での融資を行ない、それを公言するところさえ出てきた。なぜか担保価格を2割も上回る融資が存在したのである。いま考えると信じがたいことだ。が、当時はだれもおかしいことと思わなかった」(p. 83) とのことである。担保として造成中 (工事中断中) のゴ

- ルフ場・住宅地だとか、山林・原野、無人島、境界線のはっきりしない別荘地、温泉権を所有していない温泉旅館、さらには土壤汚染地とほとんど価値のない物件の徴求が行われていたケースは枚挙にいとまがないとされる。
- 32) 舟山(1990)は、当時の銀行経営は収益面、融資面、国際業務面で「背伸びをした」状況にあり、その「背伸び」に際して「踏み台」としての大きな役割を果たしてきたのが「株」と「土地」であると指摘し、一層厳しくなると予想される金融環境の下では「株」と「土地」という「踏み台」に依存しない銀行経営が求められようと警告を発していた。
- 33) pp. 112-113.
- 34) 西村(2003) pp. 173-175, 岡崎・星(2002) pp. 324-325.
- 35) pp. 80-81.
- 36) pp. 337-344.
- 37) 斎藤(1995) pp. 446-448.
- 38) 住友銀行を中心とする当時の銀行の組織改革や機構改革については、随(2008) pp. 58-61.
- 39) 日本経済新聞社(2000) pp. 56-64.
- 40) pp. 20-32.
- 41) 鈴木恒男(2009) pp. 12-30. 松川(2005)では、バブル期の融資拡大の要因を横並び競争意識とノルマ主義としている。
- 42) p. 150.
- 43) 1989年7月の大蔵省の決算経理基準の見直しに伴い、営業純益に債券売買損益を加えた業務純益の概念ができ、ディスクロージャーされることとなった(営業純益は当局へ提出する決算状況表の概念で非公表であった)。
- 44) 新保(1989)では、リスクの回避・軽減策の一手法として先物取引によるヘッジが利用されるが、これが収益操作に悪用されることが多いとして、会計処理上の問題点を指摘している。
- 45) 中尾(1991) p. 164.
- 46) 山口(1991)。
- 47) 中尾(1991)では、80年代の邦銀ロンドン支店の最大の役割が日本本店および日本の非金融機関への貸付であった(p. 247)ほか、邦銀の香港進出が増大するなか、89年の香港のインターバンク貸付の3分の2が対日貸付であり、香港の外貨建非居住者・邦銀向け貸付の60%が日本向けであった(pp. 236-238)と述べている。
- 48) 山口(1991)。
- 49) 日本経済新聞社(2000) pp. 40-41.
- 50) 吉川(2002) pp. 422-429.
- 51) p. 17.
- 52) p. 150.
- 53) ディスクロージャー制度については、全国銀行協会「よくわかる銀行のディスクロージャー」・「よくわかる銀行のディスクロージャー [不良債権・連結決算・税効果会計・金融商品会計編]」(2003年2月発行)に詳細に記述。
- 54) 堀内(1999) pp. 83-88, 渡辺(2001) pp. 30-59, 柳川+柳川研究室(2002) pp. 8-12.

## 参考文献

- 伊藤 修(1995)『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会。
- 井上明義(2005)『土地の値段はこう決まる』朝日新聞社。
- 岡 正生(1989)『金融グローバル化と銀行経営』東洋経済新報社。
- 岡崎哲二・星 岳雄(2002)「1980年代の銀行経営——戦略・組織・ガバナンス——」村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究(上)——バブルの発生とその背景構造——』東洋経済新報社。
- 翁 邦雄・白川方明・白塚重典(2001)「資産価格バブルと金融政策——1980年代後半の日本の経験とその教訓——」香西 泰・白川方明・翁 邦雄編『バブルと金融政策——日本の経験と教訓——』日本経済



- 新聞社.
- 奥野正寛 (2002) 「バブル経済とその破綻処理——「1975年体制」の視点から——」村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究 (上) ——バブルの発生とその背景構造——』東洋経済新報社.
- 奥村洋彦 (1999) 『現代日本経済論——「バブル経済」の発生と崩壊——』東洋経済新報社.
- 加野 忠 (1999) 『金融再編』文藝春秋, 文春新書45.
- 上林敬宗 (1998) 『金融システムの構造変化と銀行経営』東洋経済新報社.
- 呉 文二 (1973) 『金融政策』東洋経済新報社.
- 斎藤精一郎 (1990) 『新版ゼミナール現代金融入門』日本経済新聞社.
- 斎藤精一郎 (1995) 『ゼミナール現代金融入門 [3版]』日本経済新聞社.
- 塩田 潮 (2002) 『大国日本の幻——バブルの興亡とその教訓——』講談社.
- 塩谷隆英 (2007) 『経済再生の条件——失敗から何を学ぶか——』岩波書店.
- 鹿野嘉昭 (2013) 『日本の金融制度 (第3版)』東洋経済新報社.
- 島村高嘉 (2006) 『わが国金融風土の解明』麗澤大学出版会.
- 新保芳栄 (1989) 「先物会計処理の実情と日米比較」『金融財政事情』40 (6).
- 新保芳栄 (1990) 「リスク管理に十分留意した当貸しへの対応を」『金融財政事情』41 (3).
- 鈴木金三 (1968) 『銀行行動の理論』東洋経済新報社.
- 鈴木 健 (2008) 『六大企業集団の崩壊——再編される大企業体制——』新日本出版社.
- 鈴木恒男 (2009) 『巨大銀行の消滅——長銀「最後の頭取」10年目の証言——』東洋経済新報社.
- 鈴木淑夫 (1997) 『ビッグバンのジレンマ』東洋経済新報社.
- 隋 清遠 (2008) 『銀行中心型金融システム——バブル期以降の銀行行動の検証——』東洋経済新報社.
- 塚崎公義 (2011) 『不良債権処理先送りの合理性——邦銀および当局の行動に関する検証——』東洋経済新報社.
- 筒井義郎 (2001) 『金融』東洋経済新報社.
- 中尾茂夫 (1991) 『ジャパンマネーの内幕』岩波書店.
- 西村吉正 (1999) 『金融行政の敗因』文藝春秋, 文春新書67.
- 西村吉正 (2003) 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社.
- 西村吉正 (2011) 『金融システム改革50年の軌跡』金融財政事情研究会.
- 日本経済新聞社編 (2000) 『検証バブル 犯意なき過ち』日本経済新聞社.
- 日本銀行金融研究所 (1995) 『新版わが国の金融制度』.
- 舟山正克 (1990) 「株と土地に依存した経営のリスク自覚が求められる」『金融財政事情』41 (17).
- 北海道新聞社編 (2008) 『検証 拓銀破たん10年』北海道新聞社.
- 堀内昭義 (1999) 『日本経済と金融危機』岩波書店.
- 松川周二 (2005) 「バブルの形成・崩壊と90年代のデフレ不況」『立命館経済学』54.
- 宮崎義一 (1966) 『戦後日本の経済機構』新評論.
- 箭内 昇 (2002) 『メガバンクの誤算』中央公論新社, 中公新書1651.
- 柳川範之+柳川研究室編著 (2002) 『不良債権って何だろう?』東洋経済新報社.
- 山口義行 (1991) 「「資産インフレ」の金融メカニズムについて (2) ——奥田宏司氏の所説の検討を手掛かりにして——」『名城商学』41 (2).
- 横山昭雄監修 (1989) 『金融機関のリスク管理と自己資本——1990年代の金融機関経営の原点——』有斐閣.
- 吉川 洋 (2002) 「土地バブル——原因と時代背景——」村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究 (上) ——バブルの発生とその背景構造——』東洋経済新報社.
- 蠟山昌一 (1982) 『日本の金融システム』東洋経済新報社.
- 渡辺 孝 (2001) 『不良債権はなぜ消えない』日経BP社.